

令和6年度 香川大学校友会支援事業（国際交流関係）
<募 集 要 項>

1. 目的

この事業は、香川大学校友会会則に基づき、国際的に活動できる人材育成を実現することを目的とする。

2. 支援対象事業

支援対象事業は、年度内に実施・完了するものとする。各事業は次のとおり。

<海外渡航プログラム等参加学生支援事業>

- ①学術交流協定校等への留学（語学学校含む）
- ②協定校訪問・研修等プログラム及び大学が実施する海外渡航プログラム
- ③国際インターンシップ
- ④海外で開催される国際学会での発表

上記①～④に係る渡航準備金及び月額奨学金支援（6か月未満の留学、海外渡航プログラム、国際インターンシップ、国際学会発表を支援する）

3. 募集人員 支援予算枠内（全体で5,000,000円以内）で募集受付する。

4. 支援金額

渡航準備金（※）及び奨学金30,000円（月額）を支給する。

ただし、渡航準備金及び奨学金を合わせた支給金額の上限は、アジア地域120,000円、その他の地域160,000円とする。

※渡航準備金

アジア地域（アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）は30,000円、
その他の地域は70,000円

5. 応募資格

香川大学の在学生（香川大学校友会会員（会費納入者）に限る。※申請時に会費納入済であること）

6. 応募方法

応募者は、下記の URL から、応募申請書類の様式をダウンロードして作成の上、所属学部・研究科の学務担当を通じて、下記募集期間に所定の提出書類を国際課へ提出すること。

香川大学校友会支援事業 募集要項及び申請書

https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/study_abroad/23946/28788/

【提出書類】

参加プログラムに応じて、以下の書類を所属学部・研究科の学務担当を通じて、国際課へ提出してください。

なお、様式1及び様式2については、電子データ（Excel 様式）で提出すること。

その他の書類については、紙媒体で提出すること。

<参加プログラム>

- ①学術交流協定校等への留学（語学学校含む）
- ②協定校訪問・研修等プログラム及び大学が実施する海外渡航プログラム
- ③国際インターンシップ
- ④海外で開催される国際学会での発表

<①～③に参加した方>

- (1) 海外渡航プログラム等支援事業申請書兼活動報告書（**様式1**）電子データ（Excel 様式）で提出
- (2) 海外渡航プログラム等支援事業支援金申請書（共通様式）
- (3) 航空賃・滞在費・授業料領収書写し等、支払ったことを証明できる書類
- (4) 校友会活動支援金の振込先口座の通帳の写し
(通帳見開き1ページ目（口座番号・口座名義が分かるページ）)
- (5) 修了証の写し等、修了したことを証明できる書類
- (6) 語学研修の場合は、受講内容が分かる書類
- (7) 学術交流協定校以外のプログラムに参加した場合は、相手機関の概要が分かる書類

<④に参加した方>

- (1) 海外渡航プログラム等支援事業申請書兼活動報告書（**様式2**）電子データ（Excel 様式）で提出
- (2) 海外渡航プログラム等支援事業支援金申請書（共通様式）
- (3) 航空賃・滞在費・学会参加登録料等を支払ったことを証明できる書類
- (4) 校友会活動支援金の振込先口座の通帳の写し
(通帳見開き1ページ目（口座番号・口座名義が分かるページ）)
- (5) 学会の概要が分かる書類（WEBサイトのプリントアウト等）

7. 募集期間

第1期【令和6年4月1日～9月30日に海外渡航プログラム等を修了した学生対象】

令和6年10月1日（火）～10月15日（火）提出締切

第2期【令和6年10月1日以降に海外渡航プログラム等を修了した学生対象】

令和7年2月3日（月）～3月14日（金）提出締切※

※令和7年3月14日（金）以降にプログラムを修了予定の学生は、修了前に用意できる書類を3月14日（金）までに提出の上、残りの書類については、修了次第、速やかに提出してください。

8. 選考方法

香川大学インターナショナルオフィスが選考を行い決定する。場合により、追加資料の提出を求められる場合がある。

9. その他

- ①申請書等は、海外渡航プログラム等の修了後に提出すること。
- ②他団体等から海外渡航プログラム等のための奨学金（調査及び研究補助等による報酬含む。）を受ける際は、その平均月額が20,000円を超えないこと。超える場合は併給を認めない。
なお、所属学部・研究科の後援会等から支援を受ける場合も同様とする。